

平成 21 年 5 / 6 月
今治、広島、神戸、福岡、東京

公正な内航海運業取引に向けて 説明会資料

日本内航海運組合総連合会
社団法人 日本海運集会所

下請法・物流特殊指定等について

●私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

●下請代金支払遅延等防止法の概要

適用関係

親事業者の4つの義務

- ① 書面の交付義務
- ② 書類の作成・保存 義務
- ③ 下請代金の支払期日を定める義務
- ④ 遅延利息の支払義務

親事業者の8つの禁止行為

- ① 下請代金の支払遅延の禁止
- ② 下請代金の減額の禁止
- ③ 買いたたきの禁止
- ④ 購入・利用強制の禁止
- ⑤ 報復措置の禁止
- ⑥ 困難な手形の交付の禁止
- ⑦ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑧ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

下請法事件処理方法

下請法違反に係る申告書

●物流特殊指定の概要の概要 趣旨

適用関係

特定荷主の禁止行為

●下請中小企業振興法 概要 振興基準

独占禁止法

独占禁止法第2条第9項

不公正な取引とは、「**自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること**」等の行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち公正取引委員会が指定ものをいう。

独占禁止法第19条

事業者は、**不公正な取引方法を用いてはならない**

一般指定 不公正な取引方法

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して正常な商慣習にてらして不当に次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。（**相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、または変更すること等5項目**）

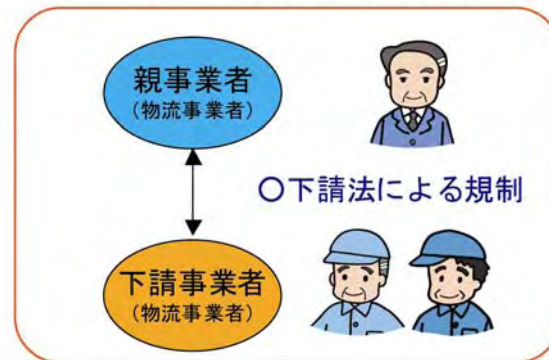
優越的地位の濫用の禁止

下請法 (特別法)

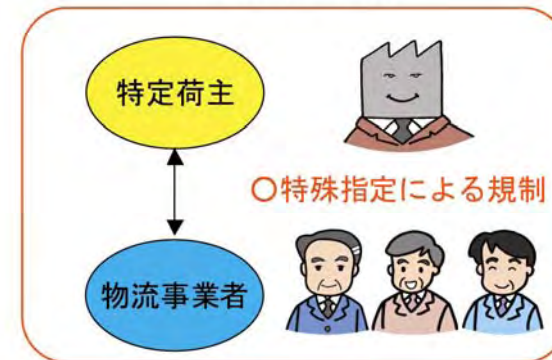
物流特殊指定

内航海運業

下請代金支払遅延等防止法の適用



特殊指定の適用



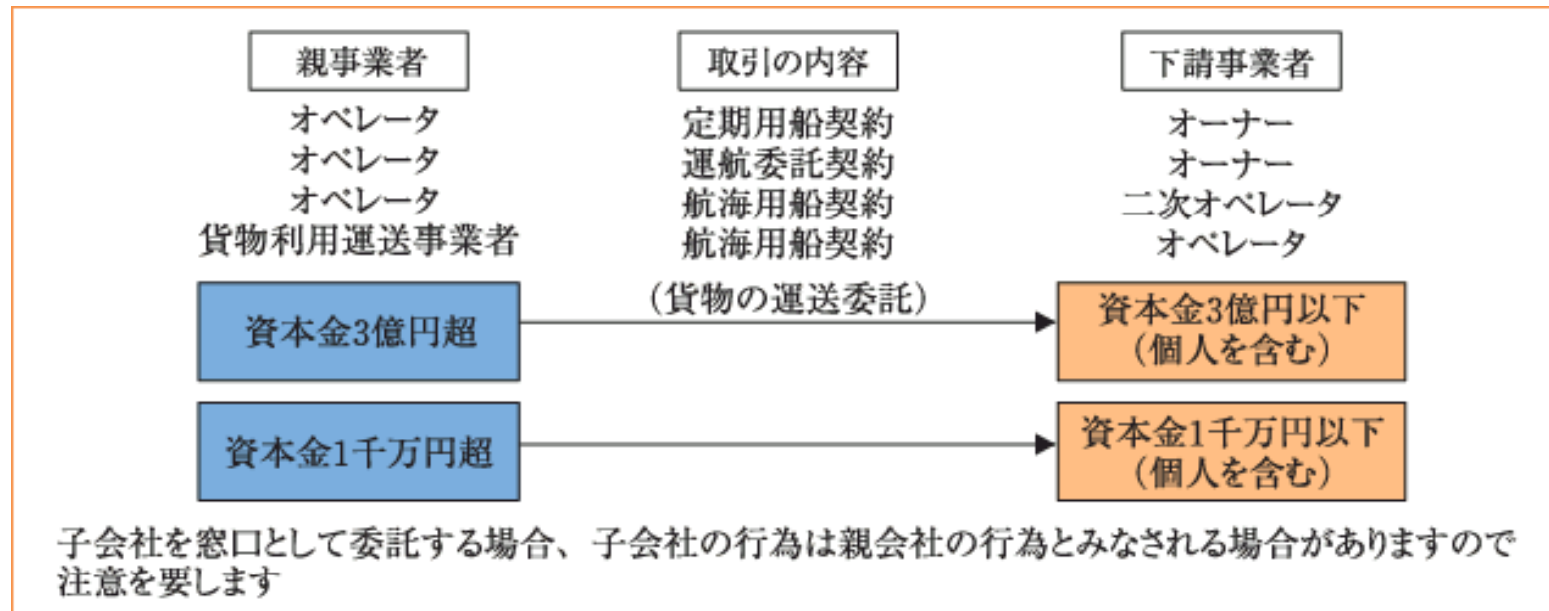
● 下 請 法 の 概 要 に つ い て

I. 下請法の適用を受ける取引

下請法は、**資本金区分** と **取引の内容**、この二つの条件が満たされる取引に適用されます。

資本金区分については、

- ①資本金が3億円を超える法人が、資本金が3億円以下の法人又は個人に下請させる場合。
- ②資本金が1千万円を超える法人が、資本金が1千万円以下の法人又は個人に下請させる場合。



取引の内容については、①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託の4つの形態が対象となり、特に役務の提供委託として、内航海運事業者が他社に提供する役務の全部又は一部を他の事業者へ委託して提供すること(下請をさせること)にも適用されることとなりました。

Ⅱ. 親事業者の義務

1. 書面の交付義務

所定の事項を記載した発注書面を直ちに（遅くとも輸送業務を行う前に）下請事業者に交付する義務があります。

必須記載事項

- ① 注文をした日、
- ② 下請事業者の役務（給付）の内容、
- ③ 役務の提供を受ける期日及び場所、
- ④ 下請代金の額及びその支払日、
- ⑤ 手形払いの場合はその金額と満期日など



2. 書面の作成・保存義務

(Ⅱ. 親事業者の義務)

- ①提供を受けた役務の内容
- ②支払った下請代金の額
- ③下請代金の支払日及び支払手段等
- ④2年間保存する義務

書類の作成



保存義務(2年間)

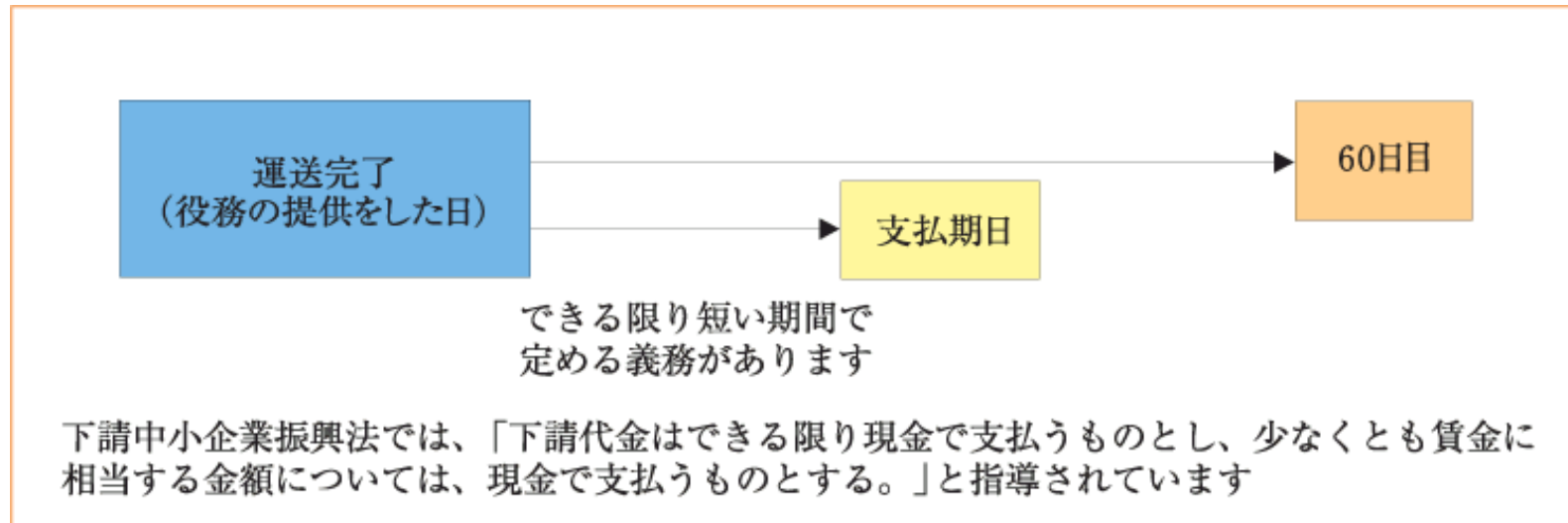


下 請 法

3. 下請代金の支払期日を定める義務

(Ⅱ. 親事業者の義務)

親事業者は、下請事業者との合意の下に下請代金の支払期日を役務の提供を受けた日から起算して60日以内に、できる限り短い期間で定める義務があります。

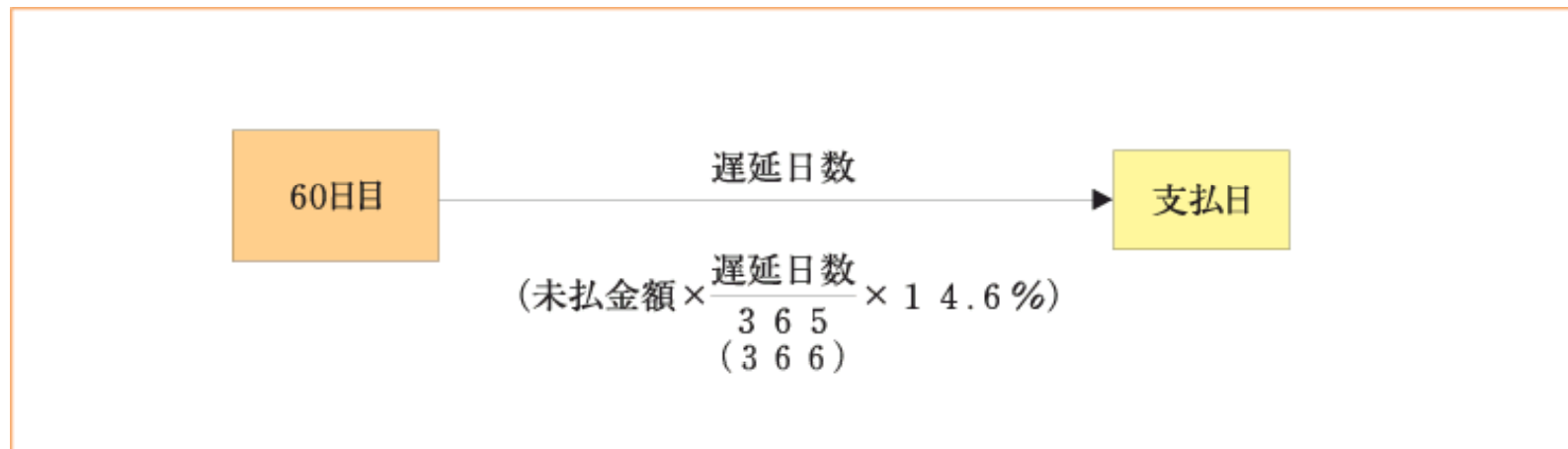


下 請 法

4. 遅延利息の支払義務

(Ⅱ. 親事業者の義務)

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に対し、役務の提供を受けた日から起算して60日を経過した日から実際に支払をするまでの期間について、未払金額に年率14.6%の遅延利息を支払わなければなりません。



下 請 法

Ⅲ. 親事業者の禁止行為

1. 下請代金の減額

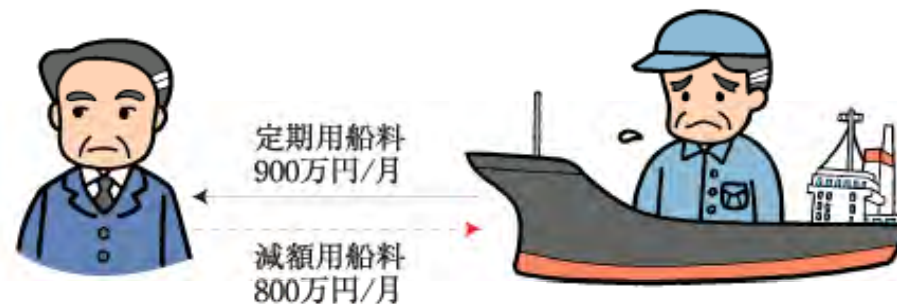
親事業者は、貨物の輸送業務を委託した場合、発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責めに帰すべき事由」がないのに、発注後に減額してはなりません。

季節協力金等（契約に基づかないオフハイヤー）の徴収による減額



定期用船契約において、上記期間を契約期間外とする通知を行い、季節協力金等の名目で用船料から差し引く

一定額の用船料を契約時に取り決めたが、荷主からの荷物が減少したことを理由に一方的に用船料を引き下げる

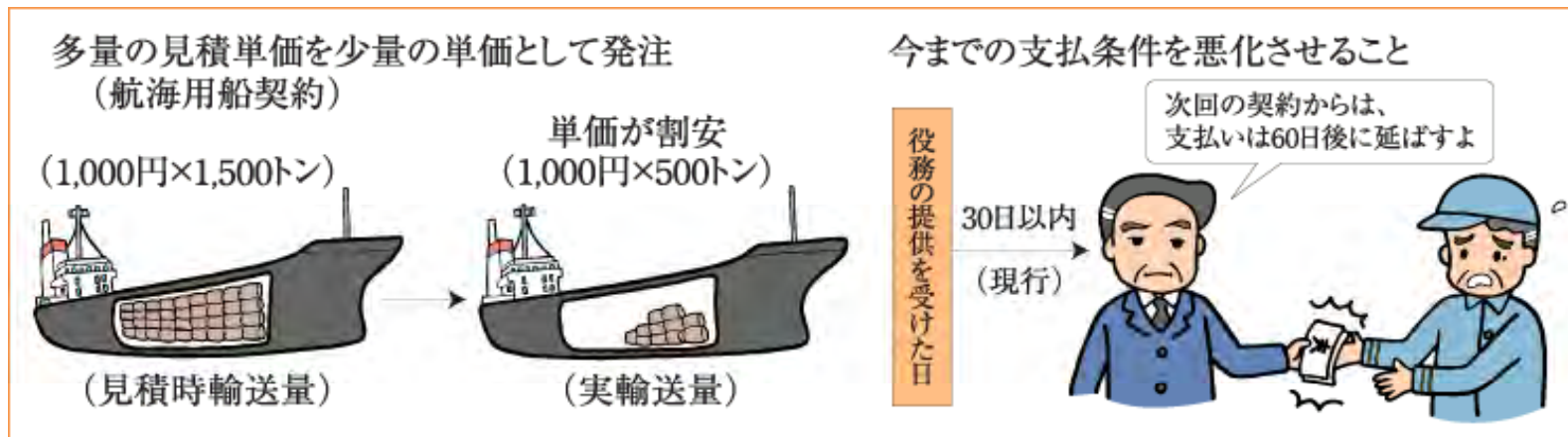


下 請 法

2. 買ったとき

(Ⅲ. 親事業者の禁止行為)

親事業者は、貨物の輸送業務を委託する際に、下請事業者に対し、下請事業者の役務の内容と同種又は類似の内容の役務に対し通常支払われる運賃に比し著しく低い運賃を不当に定めてはなりません。



「買ったとき」に該当するか否か

- ① 運賃の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたか等の決定方法
- ② 差別的であるか等の決定内容
- ③ 適常の運賃との乖離状況等

総合的に判断

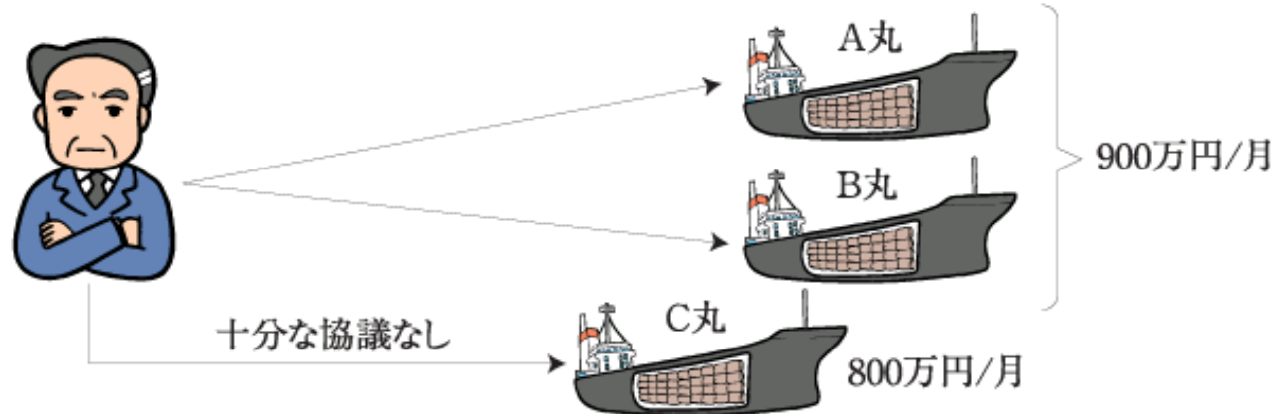
下 請 法

2. 買ったたき

(Ⅲ. 親事業者の禁止行為)

親事業者は、貨物の輸送業務を委託する際に、下請事業者に対し、下請事業者の役務の内容と同種又は類似の内容の役務に対し通常支払われる運賃に比し著しく低い運賃を不当に定めてはなりません。

船型・輸送能力・契約時期が他船とほぼ同一であるにもかかわらず、著しく低い用船料を不当に定める



「買ったたき」に該当するか否か

- ① 運賃の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたか等の決定方法
- ② 差別的であるか等の決定内容
- ③ 適常の運賃との乖離状況等

総合的に判断

下 請 法

3. 不当な経済上の利益の提供要請

(Ⅲ. 親事業者の禁止行為)

親事業者は、下請事業者に対し、自社のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害してはなりません。



下 請 法

4. 不当な役務の提供内容の変更及び不当なやり直し (Ⅲ. 親事業者の禁止行為)

親事業者は、下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の役務の提供内容を変更させ、又は役務の提供後にそのやり直しさせることにより、下請事業者の利益を不当に害してはなりません。



下 請 法

5. 下請代金の支払遅延

(Ⅲ. 親事業者の禁止行為)

親事業者は...

- ①下請事業者が貨物の輸送を完了した日から起算して60日以内で、かつ定められた支払期日までに全額支払わなければなりません。
- ②下請代金の支払期日が定められていないときは、下請事業者が貨物の輸送を完了した日に支払わなければならない、
- ③支払期日が貨物の輸送後60日を超えて定められているときは、60日以内に支払う必要があります。

親事業者が荷主からの支払が遅れていることなどを理由に、支払期日までに下請代金を支払わない

まだ払えない



6. 購入・利用強制

(Ⅲ. 親事業者の禁止行為)

親事業者は、下請事業者に対し、正当な理由がある場合を除き、親事業者の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させてはなりません。

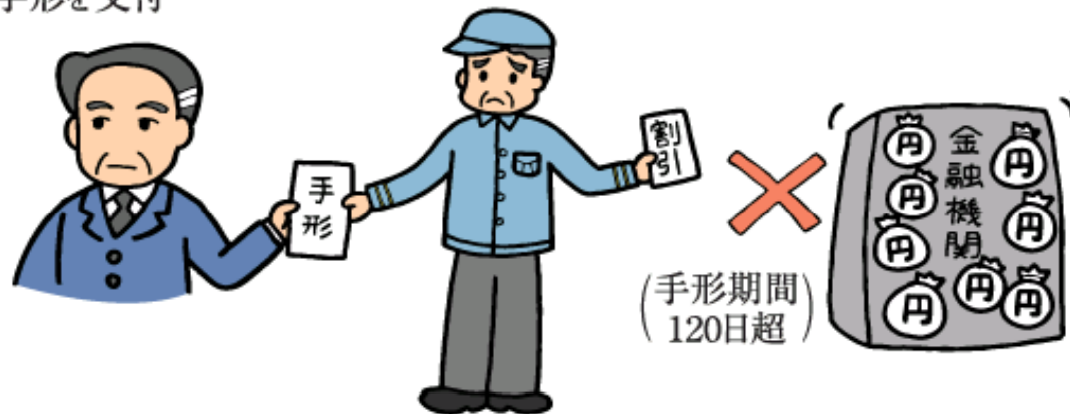


7. 割引困難な手形の交付

(Ⅲ. 親事業者の禁止行為)

親事業者は、下請事業者に対し、下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割引を受けることが困難と認められる手形を交付してはなりません。

長期サイロの手形を交付



下請中小企業振興法では、「親事業者は、下請代金を手形で支払う場合には、手形期間の短期化に努める。」と指導されています

下 請 法

8. 報復措置の禁止

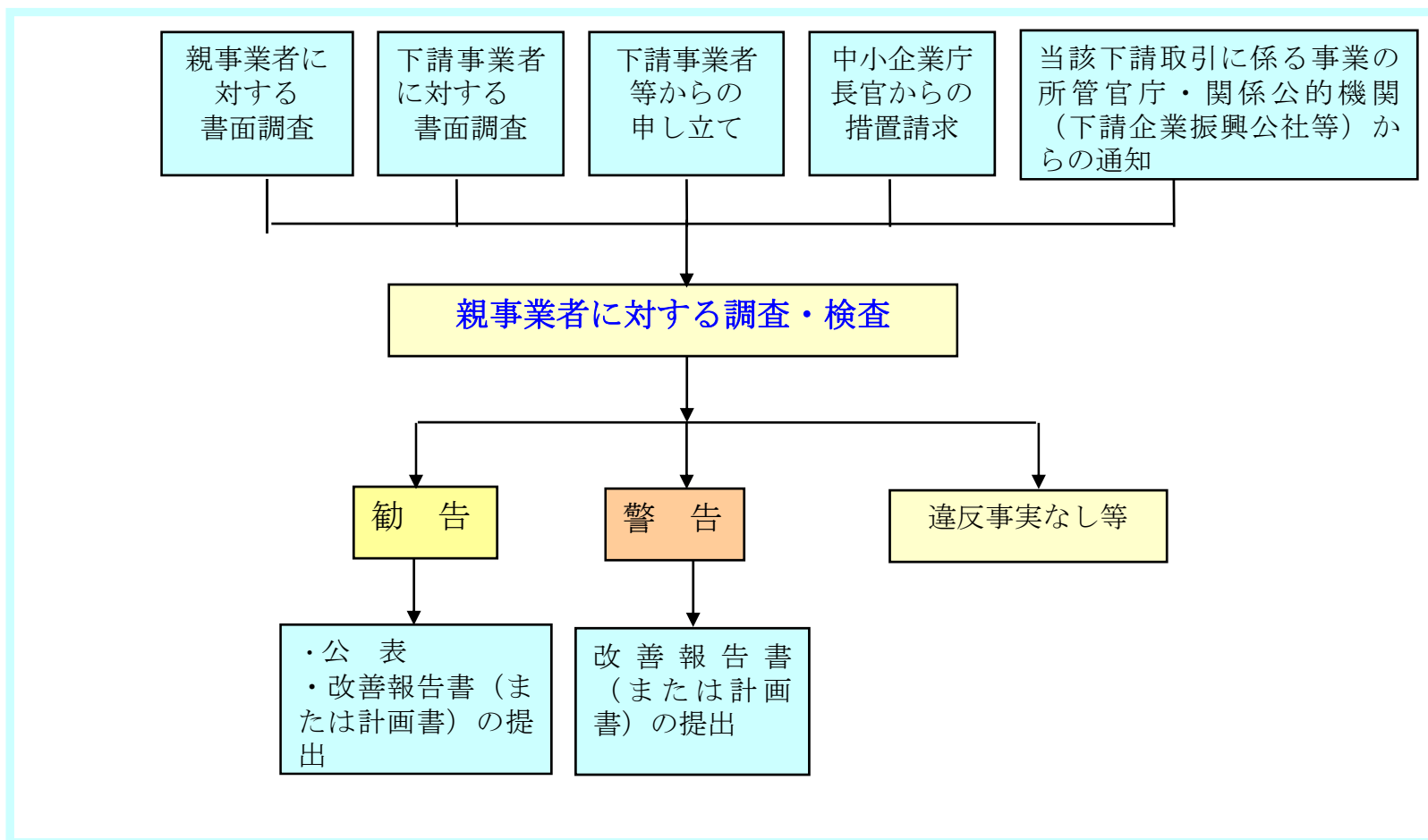
(Ⅲ. 親事業者の禁止行為)

親事業者の下請法違反行為の事実を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、下請事業者に対し、不利益な取扱いをすること。



下請法事件処理方法

公正取引委員会



下請法違反に係る申告書(様式例)

(1)事業者名

(1)事業者名

(2)所在地

(3)連絡先 TEL FAX

(4) 資本金 万円 *必須項目

(5)親事業者から受けている委託内容 * 必須項目

(記入例:定期用船・運航委託・航海用船)

(6)報告(申告)者の氏名(ふりがな)・役職

(7) 報告(申告)者の連絡先 TEL (携帯電話)

メールアドレス

(8)匿名希望の有無 有・無(印を付してください) *必須項目

（調査を行うこととなった場合に、親事業者に対して、貴社から情報があつた旨を明らかにすることの可否についてです。貴社から情報提供があつた旨を親事業者に知らされたくない場合は、「有」に印を付してください。）

(1)事業者名

(2)所在地 下

(3) 資本金 万円

(4) 貴社が実際に取引している事業所 ○本社 ○支店 ○営業所

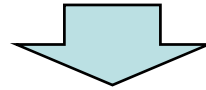
ご提供いただく親事業者の行為の内容、状況等(経緯、方法、理由、他の下請事業者も同様の行為を受けているのか、親事業者の対応など)について詳しくご記入ください。

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正取引方法（特殊指定）

I. 物流特殊指定の趣旨

下請法

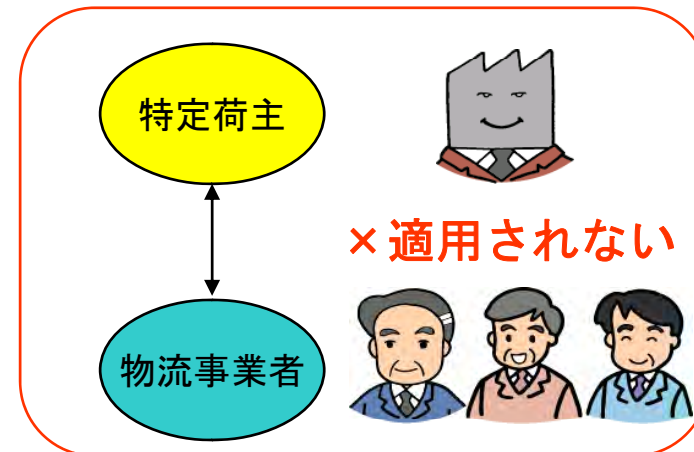
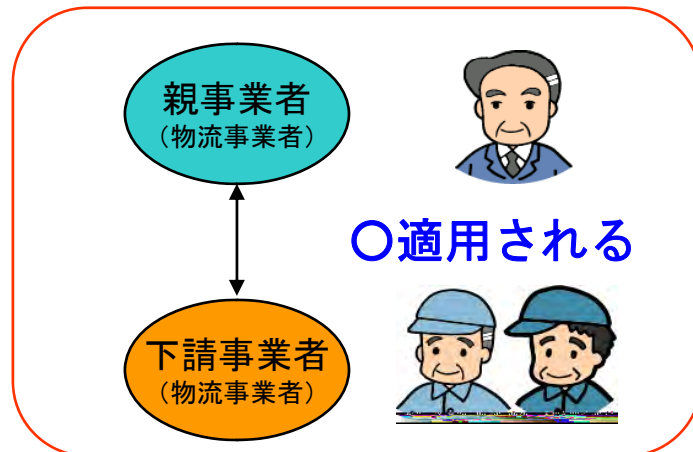
- ・ 親事業者と下請事業者間の下請取引の公正化
- ・ 役務提供委託取引（物品運送委託等）の場合は親事業者も当該事業を営んでいる場合に限り適用



特定荷主（内航海運業を営んでいない）との
物品運送委託取引には下請法の適用なし。

内航海運業

下請代金支払遅延等防止法による規制

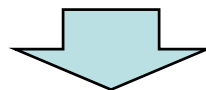


特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正取引方法（特殊指定）

I. 物流特殊指定の趣旨

特殊指定

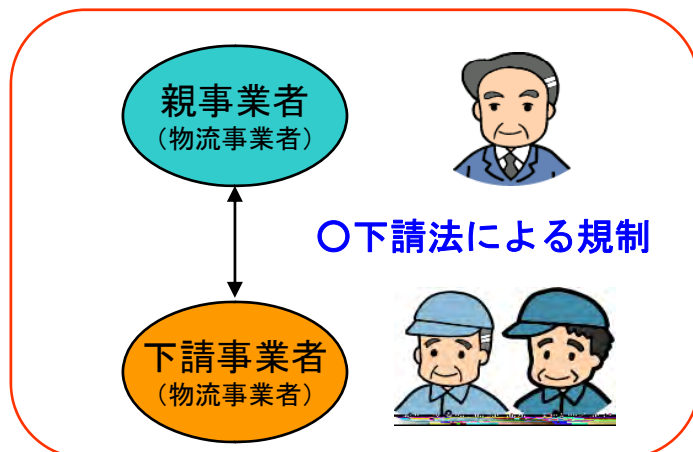
・内航海運業界においては、荷主と内航海運事業者との物品の運送委託取引においても、取引の公正化を計る必要がある。



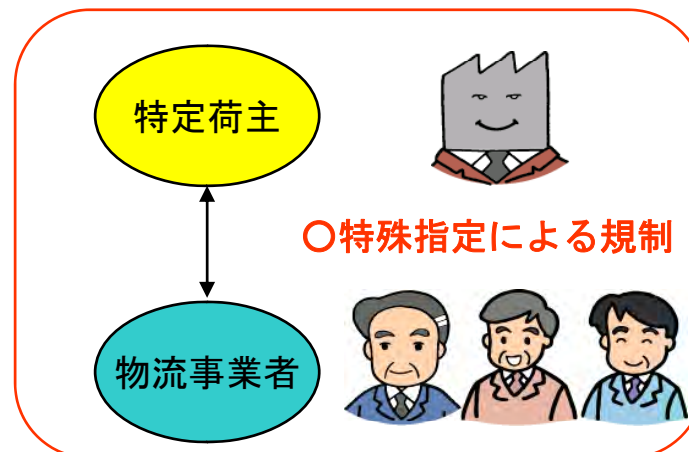
下請法の役務提供委託取引の場合と
ほぼ同様の規制内容

内航海運業

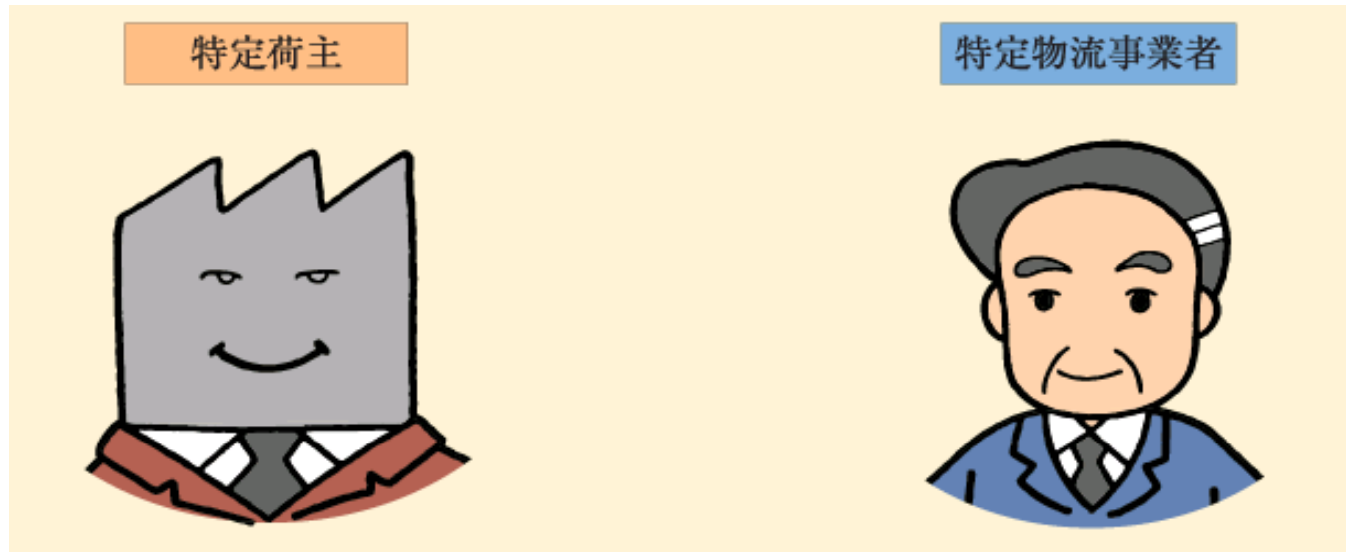
下請代金支払遅延等防止法の適用



物流特殊指定の適用



Ⅱ. 物流特殊指定の適用を受ける取引



荷主

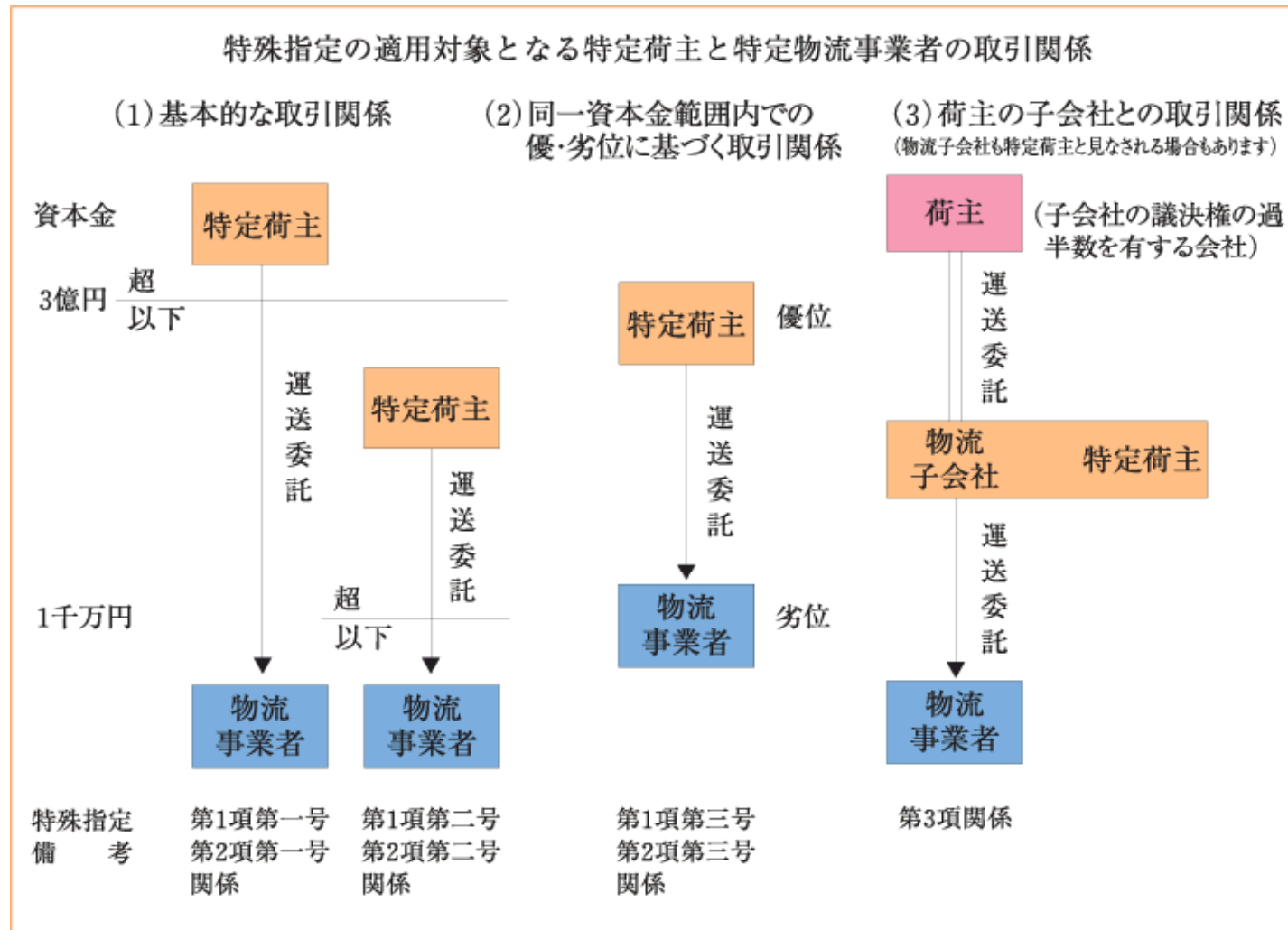
- ・ 自らは物品の運送を業としていない事業者
- ・ 下請法における親事業者の資本金規模の要件を満たすもの
- ・ 特定荷主が実質的に支配している事業者も含まれる
- ・ 同一の資本金範囲内においては取引上優越した事業者

オペレータ

- ・ 特定荷主から物品の運送を継続して受注している事業者
- ・ 下請法における下請事業者の資本金規模の要件を満たすもの及び個人
- ・ 同一資本金範囲内においては取引上の地位が劣っている事業者

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法（特殊指定）

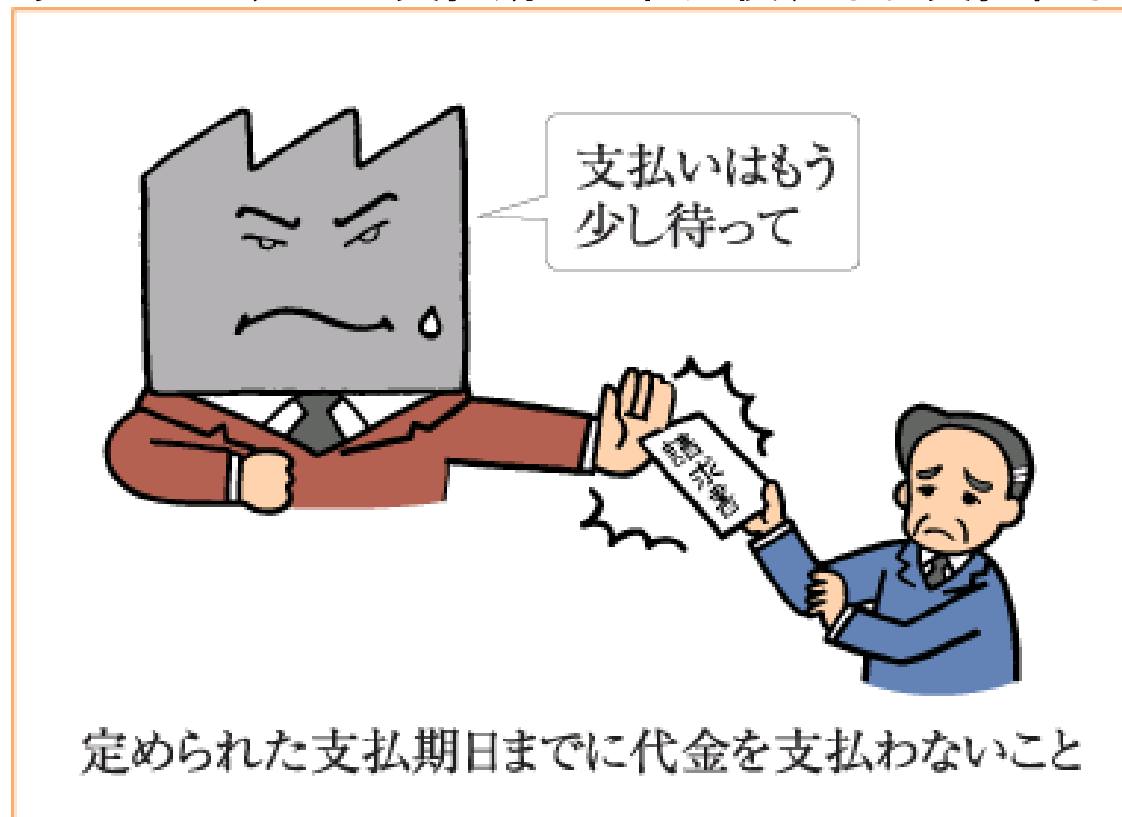
Ⅱ．特殊指定の適用を受ける取引



Ⅲ. 物流特殊指定における内航海運業で想定される違反事例

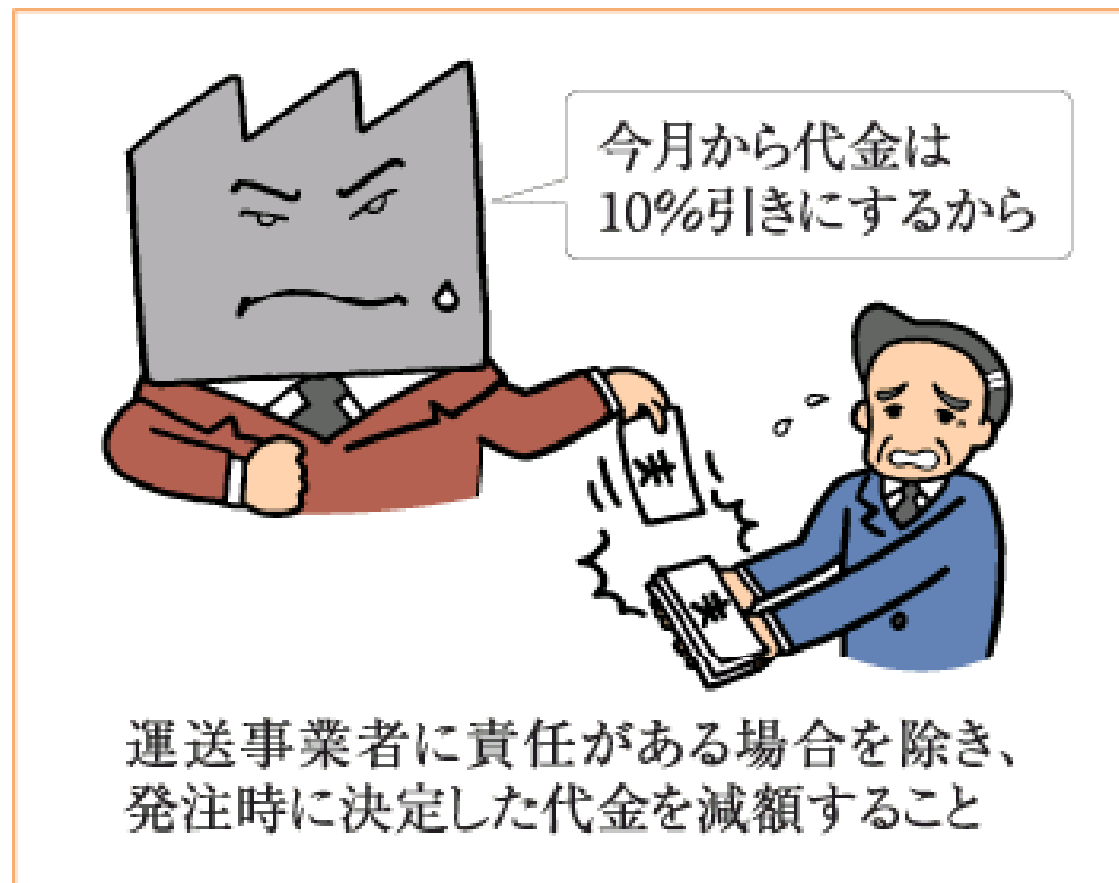
特定荷主は、以下のような行為をしてはなりません。

1. 運賃をあらかじめ定めた支払期日の経過後、なお支払わないこと



（Ⅲ．物流特殊指定における想定違反事例）

2. あらかじめ定めた運賃の額を減じること



（Ⅲ．物流特殊指定における想定違反事例）

3. 通常支払われる運賃に比し著しく低い運賃の額を不当に定めること



一般指定における禁止事項

要件

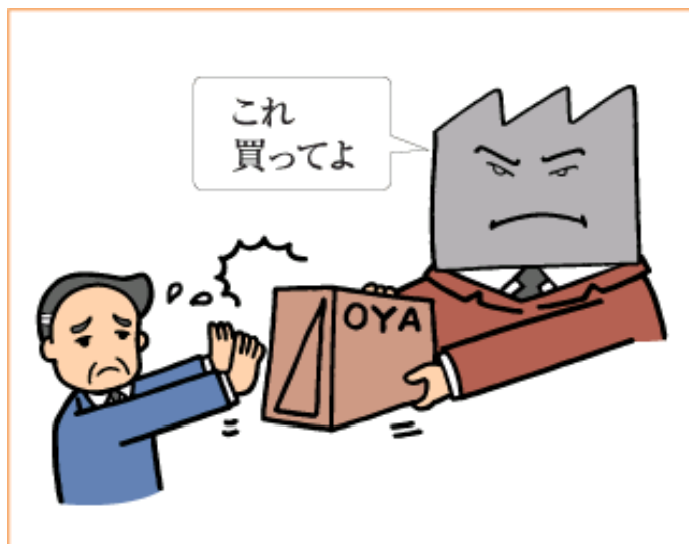
- ・ 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用
- ・ 正常な商慣習に照らして不当
- ・ 相手方に不利益となるような

取引条件の設定
又は変更

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法（物流特殊指定）

（Ⅲ．物流特殊指定における想定違反事例）

4. 自己又は自己の指定する者から、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること



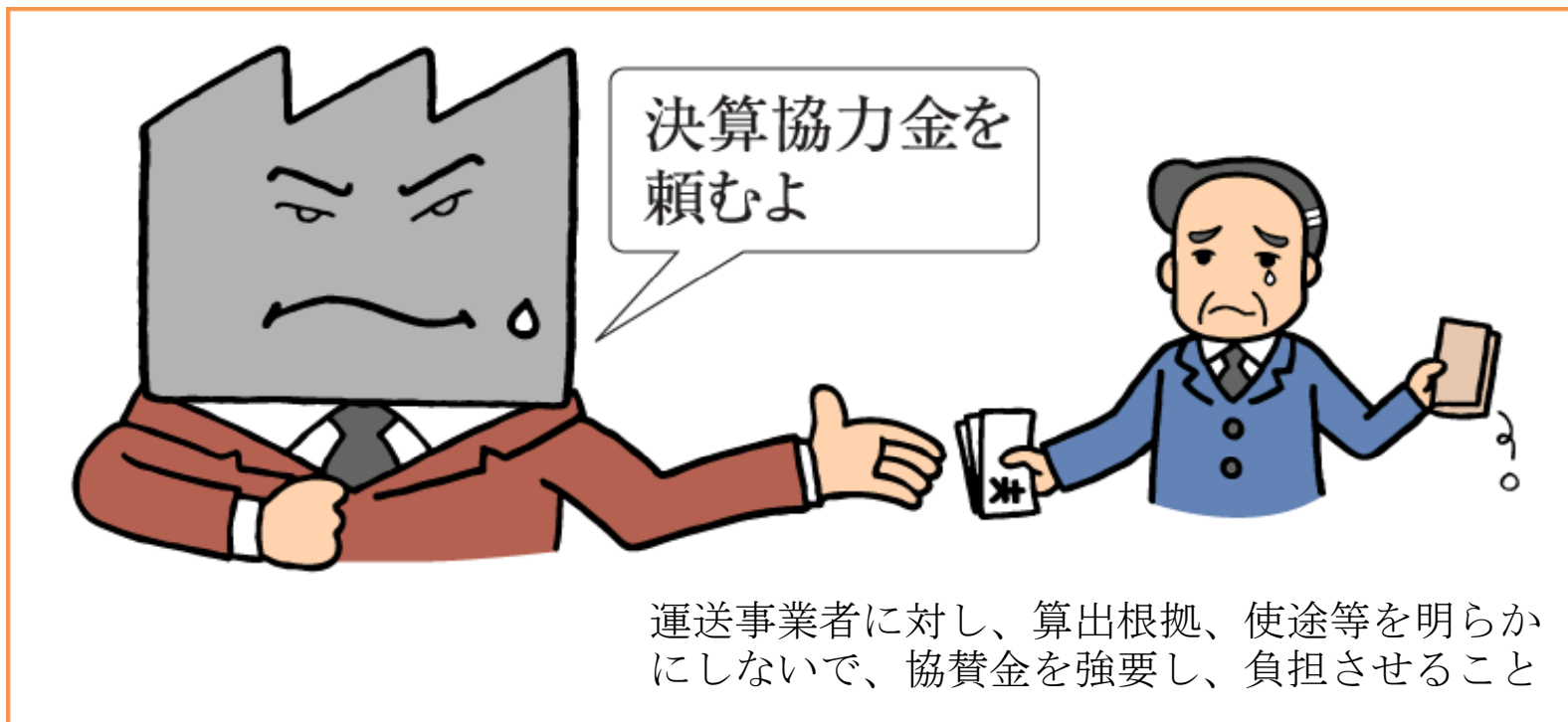
（Ⅲ．特殊指定における想定違反事例）

5. 運賃の支払につき、一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること



（Ⅲ．物流特殊指定における想定違反事例）

6．自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること



（Ⅲ．物流特殊指定における想定違反事例）

7. 特定運送事業者の役務提供の内容を変更させること



特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（物流特殊指定）

（Ⅲ．物流特殊指定における想定違反事例）

8. 特定荷主が、前記各号の要求を拒否したこと又は要求の事実を公正取引委員会に知らせたことを理由に、特定運送事業者に対し、不利益な取扱いをすること



下 請 中 小 企 業 振 興 法

I. 概要

- 規定内容
- ①親事業者と下請事業者の望ましい関係（振興基準）
 - ②下請事業者の組合等が親事業者と共に行う共同事業への支援（振興事業計画）
 - ③下請取引のあっせんを行う機関（下請企業振興協会）

- ・ 下請中小企業の自主性を損なわないよう配慮しつつ、下請中小企業の体質改善に果たすべき親企業の役割を定めた法律として昭和45年に制定されました。
- ・ これまで製造委託取引を対象にしていたが、近年、経済のサービス化に伴いサービス業等役務の取引分野においても下請分業関係の進展が見られることから、役務の委託取引を対象に含める改正が行われ、平成15年11月1日から施行されています。

Ⅱ．振興基準

- 1．振興基準は、経済産業大臣が定めるガイドライン
- 2．下請事業者がどのような努力を行うべきかを示す
- 3．親事業者がそれに対してどのような協力を行うべきかを示したもの
- 4．親事業者と下請事業者の間の望ましい関係のあり方

振興基準には、次の事項が定められています。

- ①下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善
- ②親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善
- ③下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化
- ④対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
- ⑤下請事業者の連携の推進
- ⑥その他下請中小企業の振興のため必要な事項

公正取引委員会の相談窓口

公正取引委員会事務総局 〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1
中央合同庁舎 第6号館B棟
電話 03-3581-5471（代表）

- 優越的地位の濫用（特殊指定）・下請法についての相談・・・企業取引課
- 独占禁止法一般についての相談・・・・・・・・・・・・・・相談指導室

各地方事務所でも、相談をお受けしています。



公正取引委員会の相談窓口

各地方事務所でも、相談をお受けしています。

地方事務所

●北海道事務所・総務課

電話 011-231-6300

●東北事務所・総務課

電話 022-225-7095

●中部事務所・総務課

電話 052-961-9421

●近畿中国四国事務所・総務課

電話 06-6491-2173

●中国支所・総務課

電話 082-228-1501

●四国支所・総務課

電話 087-834-1441

●九州事務所・総務課

電話 092-431-5881

●内閣府沖縄総合事務局・公正取引室

電話 098-863-2243

まず総務課に御連絡ください。

Ⅲ. 振興事業計画

振興事業計画は、下請事業者の組合等と親事業者が協調して事業の共同化等の計画を策定し、主務大臣の承認を受けて高度化資金の貸付等を活用することにより、下請中小企業の振興に関する事業を支援する制度です。

振興事業計画には、次の事項を記載しなければなりません。

①振興事業の目標及び内容

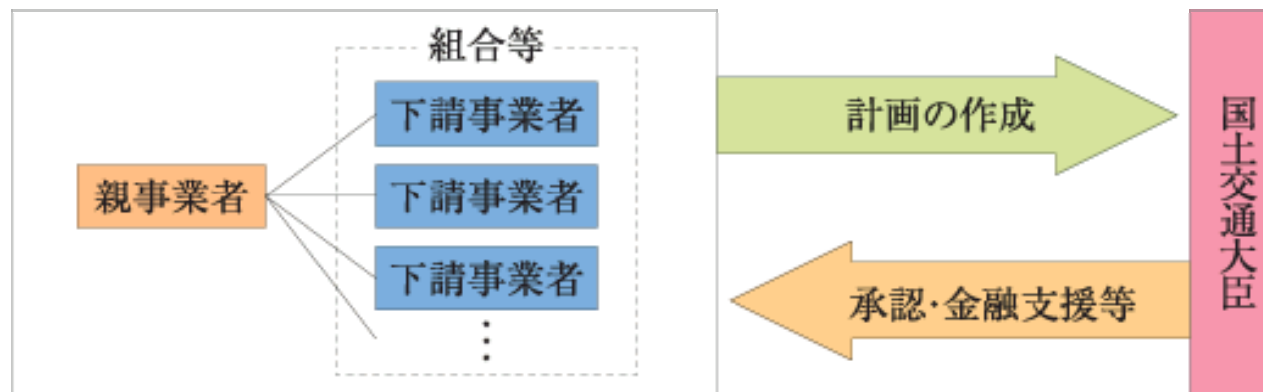
親事業者の発注分野の明確化

- ・親事業者の発注方法及び取引条件の改善
- ・下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上、事業の共同化
- ・共同利用施設の設置 等

②振興事業の実施時期（原則として1年～3年）

③振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

〈振興事業計画〉



IV. 下請企業振興協会

下請企業振興協会は、下請取引の円滑化を促進し、下請中小企業の振興を図ることを目的に設立された民法上の公益法人です。

下請企業振興協会の事業内容

- ①指導員による下請取引あっせん
- ②下請取引に関する苦情・紛争処理の相談
- ③商談会の開催
- ④取引情報の収集・提供等地域の実情に応じた事業

各都道府県に設置された、都道府県等中小企業支援センター
全国団体としての財団法人全国下請企業振興協会

があります

中小企業庁の下請取引に向けた取り組み

- － 下請駆け込み寺 ：相談事業 弁護士無料相談
- － 親事業者向け下請法講習会：全国約100箇所で開催
- － 下請取引適正化推進会議
 - ・ 手形支払ワーキンググループの報告

- ①手形で支払いを受ける場合は明確に合意を条件とする
- ②支払い手形のサイトを120日を違法とし、短縮化を推進する。
- ③下請事業者の信用力不足で割引不能 ➡ 割引困難手形と明示 ➡ 現金払い
- ④割引手数料を親事業者負担とする。
- ⑤手形割引不能又は割引手数料の親自業者負担しない場合 ➡ 遅延利息の支払い

・ 取引ワーキンググループの報告

- ①下請代金法に関連した事例の精査し運用基準等見直し➡違反事例の解説。
- ②裁判外紛争解決のための「下請かけこみ寺」と弁護士相談事業機能・体制の強化

「下請かけこみ寺」の業務

- 企業の皆様からの取引に関する様々なご相談に、中小企業の取引問題に関する専門家等がお話を伺い、適切なアドバイス等を行う。
- 中小企業の皆様が抱える取引に係る紛争を迅速、簡便に解決するため、全国各地の弁護士が相談者の身近なところで調停手続き(ADR)を行っている。
- 本部:財団法人 全国中小企業取引振興協会
下請かけこみ寺本部
〒104-0033東京都中央区新川2丁目1番9号 石川ビル2階
電話:03-5541-6655FAX:03-5541-6680
<http://www.zenkyo.or.jp>
(各県に「下請かけこみ寺」が設置されています。)

定期傭船契約の成立と終了に関する諸問題

【社】日本海運集会所

「定期傭船契約の成立と終了に関する諸問題」

1. 契約の成立
2. 内航定期傭船契約書で定められている契約終了の条件
3. 契約書に書かれていない場合の解約要因
4. 契約違反があった場合の対応
5. 契約変更の申込み
6. 契約変更の申し込みに対する対応
7. トラブル解決の方法

1. 契約の成立

契約自由の原則

契約は、両当事者が対等の立場で自己の自由意思に基づいて任意に締結されたものとみなされる。

諾成契約

一方の当事者からの申込みに対して、他方の当事者の「承諾」の意思が示されたときに契約は成立する。口頭であるか文書であるかを問わない。

禁反言（信義則）

自己の言動を信じて行動した相手方に対し、後になってこれと矛盾する事実を主張してはならない。

契約書の使用

口頭による契約だけでは、記憶違いや解釈の相違が生じやすく、トラブルが発生したときに内容を証明することが困難になることがあるので、長年の経験に基づいて作成された標準契約書の使用が望ましい。

商慣習

契約の内容が明確でない事項については、業界で通常に行われている慣習を参考にし、て判断される。航海や荷役作業を迅速に行うこと、離路をしないこと等がこれに該当する。

適用される法律

契約内容や商慣習から導き出せない事項については民法や商法（特に海商編）などの法律に従う。海運集会所の標準書式を使用したときは、外航海運に適用される法律も参考にされる。

2. 契約で定められている契約終了の条件

日本海運集会所「内航定期傭船契約書」で予め定められた契約終了条件

【解約期日】 第一部⑦

【傭船料支払いの遅延】 第8条(タンカー第9条)

【長期オフハイヤーによる解約】 第15条(タンカー第17条)

【強制使用】 第19条(タンカー第21条)

【本船の喪失】 第27条(タンカー第29条)

【有効期間】 第31条(タンカー第33条)

3. 契約書に書かれていない場合の解約要因

契約書に明示されていなくとも、次のような場合には解約が認められることがある。ただし、定期用船契約のように継続的な契約の場合には、その事実が契約の根幹に係わり、信頼関係の破壊につながるような重大なものでない限り解約は認められない。

債務不履行・履行不能

沈没による本船の滅失、非常な長期に及ぶ遅延、契約時に予測できなかった法律の変更などの理由により、契約を継続できなくなったり、契約を継続することが本来の目的に合致しなくなったとき。

法律の変更

契約締結後に法律の改正等があり、当初の目的を遂行できなくなったとき。

事情変更

大幅なデフレやインフレ等、契約締結時に比べて大きな環境の変化が生じ、契約の存続が明らかに不公平となるとき。

4. 契約違反があった場合の対応

損害賠償

契約期間中に何らかの契約違反により損害が発生したときは、その損害に責任を有する当事者が相手方に対して、よって生じた損害を賠償することが原則となる。

契約の解除

契約の根幹に係わる重大な契約違反があったり、それを是正すべき催告にも従わないときは、解約が正当化される場合がある。

5. 契約変更の申込み

正当な解約の理由がない状況で次のような申し出があったときは、
新たな契約変更の申込みとみなされ、
それにどのように対応するかが重要な岐路となる。

- 中途解約
- 用船料の減額
- 用船期間の短縮
- 運航委託契約への変更
- 係船

6. 契約変更の申し込みに対する対応

新たな合意

契約変更の申し込みに対し、それを承諾すれば、当事者の自由意思により契約が新たに変更されたことになる。

変更の申し込みを承諾しなかったときは、元の契約の状態が継続することとなる。

申し込みをした当事者が相手方の承諾がないままそれを強行したときは契約違反となる。

意思の明示

契約変更の申し込みがあったときは、承諾するか拒否するかを明確に表す必要がある。黙認したという判断を受けないためにも、書面、メール、ファックス等、何らかの記録を残しておくことが望ましい。

7.トラブル解決の方法

斡旋、調停

契約上のトラブルが発生したときは、海運集会所に対し、第三者である斡旋人や調停人に解決を委ねることができる。

仲裁

最終的に紛争を解決する方法として、海運集会所の標準書式を使用した場合および紛争が生じた後に仲裁で解決するという仲裁契約が締結されたときは、海運集会所の仲裁手続きが使用される。

裁判

紛争を仲裁で解決するという合意がないときは、裁判所で争われることとなる。



〈お問い合わせ先〉

日本内航海運組合総連合会 不公正取引防止委員会
事務局（調査企画部）
電話 03-3263-4630